

福岡市介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)」の変更について

主に下記に示す理由から、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の対象箇所に対し、変更を加えました。

【マイナポータルのサービス検索・電子申請機能(以下、「ぴったりサービス」という。)を活用した電子申請の受付開始】

介護保険の事務で使用している特定個人情報ファイルについて、ぴったりサービスを活用した電子申請を受付開始することにより、特定個人情報の入手方法が増えることになり、電子申請により入手した特定個人情報の保管や廃棄、リスクやリスクに対する措置等が追加となります。

ぴったりサービスを活用した電子申請について

1 概要

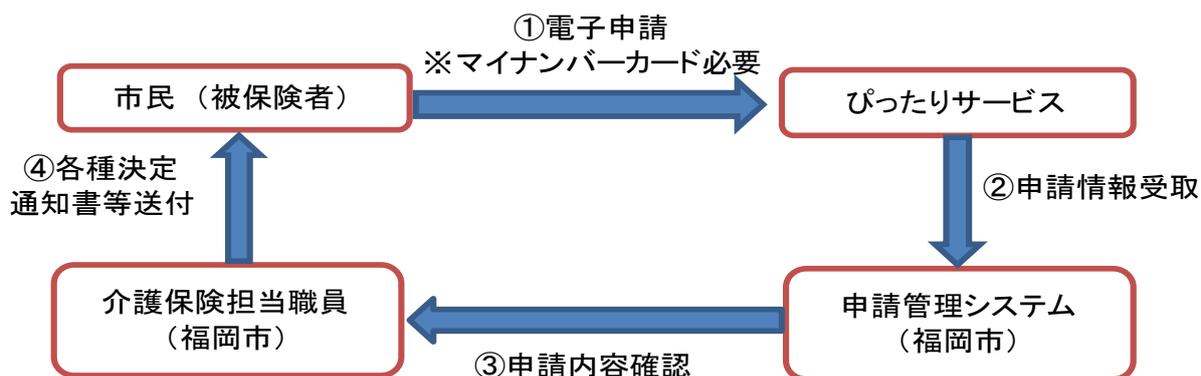
令和4年度(令和5年3月より申請受付開始予定)より、国(デジタル庁)が管理・運営しているぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始することにより、対象となる以下の介護保険 11 手続きについて、今まではお住いの区の福祉・介護保険課の窓口または郵送で行っていた申請や届出などの手続きを、パソコンやスマートフォンなどを利用して「いつでも」「どこでも」行うことができます。

※ 申請には、マイナンバーカードおよびマイナンバーカードを読み取るため IC カードリーダー等が必要です。

<対象となる介護保険 11 手続き>

- ・要介護・要支援認定の申請
- ・要介護・要支援更新認定の申請
- ・要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- ・居宅介護(予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ・負担割合証の再交付申請
- ・被保険者証の再交付申請
- ・高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ・介護保険負担限度額認定申請
- ・居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ・居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前、住宅改修後)
- ・住所移転後の要介護・要支援認定申請

2 ぴったりサービスを活用した電子申請の流れ



福岡市介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)」の変更案の概要について

1. 意見募集の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第27号、以下「番号法」という。)による社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を保有する事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等(以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。

また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して番号利用法第 28 条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

福岡市における介護保険に関する事務について、政府が運営するマイナポータルのサービス検索・電子申請機能(以下、「ぴったりサービス」という。)を活用した電子申請の受付を開始予定(令和5年3月に開始予定)です。

そのため、介護保険に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して重要な変更を加えることから、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集を実施するものです。

2. 評価書変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	介護保険に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。 ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、事務の内容について重要な変更を行っています。
II 特定個人情報ファイルの概要	介護保険に関する事務において、取り扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。 ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、特定個人情報の保管・消去等について重要な変更を行っています。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	介護保険に関する事務において、特定個人情報ファイルを取扱うことにより発生するリスクに対する対策を記載しています。 ぴったりサービスを活用した電子申請の受付開始に伴い、特定個人情報の入手によるリスクやリスクに対する措置等について重要な変更を行っています。
IV～VI	IV～VIについては重要な変更を行っていません。

3. 今後のスケジュール

令和4年12月9日～令和5年1月10日 住民意見聴取の実施
令和5年1月(予定) 第三者点検
令和5年2月(予定) 個人情報保護委員会への提出・公表